

## ○金融庁告示第一号

保険業法（平成七年法律第五号）第百八十五条第一項の規定に基づき、スイス・リインシュアランス・カンパニーが日本において保険業を行うことを平成十五年十二月二十六日をもって免許したため、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十六年一月十六日

金融庁長官 高木 祥吉

一 外国損害保険会社等の商号、本店の所在地及び設立の年月日

商 号 スイス・リインシュアランス・

カンパニー

本店の所在地 スイス国チューリッヒ市ミテン

ケ六十

設立の年月日 千八百六十三年十二月十九日

二 外国損害保険会社等の設立に当たって準拠した法令を制定した国の国名

スイス連邦国

三 外国損害保険会社等の日本における代表者の

氏名及び住所

氏 名 金子 昭紀

住 所 東京都目黒区緑ヶ丘二丁目二十一番二

十一号

四 免許の種類

外国損害保険業免許

五 外国損害保険会社等の日本における主たる店舗

東京都千代田区大手町一丁目五番一号大手町

ファーストスクエア西館九階